

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び同月○日付けで請求人に対してした同法による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人によると、請求人は、昭和○年○月から平成○年○月までのうち、少なくとも約35年間、削岩機や電動カッター等を使用する騒音作業に従事していたという。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、A医院に受診し、「両混合性難聴」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、長期間にわたる騒音ばく露により騒音性難聴を生じたものである旨主張し、B医師作成の平成○年○月○日付け意見書兼診断書を提出している。もともと、同医師は、同意見書兼診断書において、「高音域の難聴については感音性難聴（内耳性難聴）と考えられるが、他に内耳の障害を来たす疾患は考えられず、騒音ばく露はある程度の影響を与えていると考える。」と述べているにすぎず、請求人の聴力低下と業務との間に相当因果関係があることを認める所見であるとは評価し得ない。

同医師は、純音聴力検査による請求人の聴力の型については、「左右対称で山型である。C 5 d i p 型又はその移行型とは認めない。」と所見しており、この点、C医師も聴力の型は「水平型」と所見し、D医師も「聴力型が非定型を示し騒音性難聴と断定できない。」、「低音、高音部の落ちた型で騒音性難聴の形態を示していない。」と述べている。以上のように、いずれの医師も請求人の聴力の型が騒音性難聴の特徴を示していない旨を所見しているところ、当審査会においても、平成○年○月○日、同月○日及び同月○日実施の請求人の標準純音聴力検査結果を確認したが、請求人の難聴が騒音性難聴であるとは認めることができないものである。

再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、長期間の強い騒音ばく露により難聴が増悪し、聴力の型が水平型となった旨主張しているが、D医師は「○年以上ばく露歴がないと水平型にならない。」との意見を述べており、当審査会としても、同見解は妥当であると考えることから、請求代理人の主張を採用することはできない。

- (2) なお、請求人は、自らの症状について「耳が聞こえにくくなったのは、平成○年頃だった。」と述べているのに対し、「耳鳴が気になりだしたのは、新幹線のレール工事の時くらいだった。」とも述べている。この点、請求人が新幹

線のレール工事に従事していたのは平成〇年から〇年頃であると述べていることからすると、難聴の症状を自覚する相当程度以前から耳鳴の症状が生じていたこととなり、難聴に伴う耳鳴が生じたとみることも困難である。

- (3) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできず、また、請求人の耳鳴についても業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。